

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成27年3月13日（金） 8：18～8：28

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣
麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）
高市早苗 国務大臣（総務大臣）
上川陽子 国務大臣（法務大臣）
岸田文雄 国務大臣（外務大臣）
下村博文 国務大臣（文部科学大臣）
塩崎恭久 国務大臣（厚生労働大臣）
林 芳正 国務大臣（農林水産大臣）
宮沢洋一 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）
太田昭宏 国務大臣（国土交通大臣）
望月義夫 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）
中谷 元 国務大臣（防衛大臣）
菅 義偉 国務大臣（内閣官房長官）
竹下 亘 国務大臣（復興大臣）
山谷えり子 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）
山口俊一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
甘利 明 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
有村治子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
石破 茂 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

陪席者：加藤勝信 内閣官房副長官
世耕弘成 内閣官房副長官
杉田和博 内閣官房副長官
横 畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 3件
- 国会提出案件 19件
- 法律案 8件
- 政令 6件
- 議員提出法律案関係 1件
- 人事 6件
- 配布 1件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解等となった。

議事内容：

○菅内閣副大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。まず、閣議案件について、加藤副大臣から御説明申し上げます。

○加藤内閣官房副大臣：一般案件等について、申し上げます。まず、公式実務訪問賓客待遇について、御了解をお願いいたします。ポルトガル国首相が、3月26日から28日まで、我が国を訪問されることとなりましたので、同期間、公式実務訪問賓客として接遇するものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書19件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律案8件について、御決定をお願いいたします。まず、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正法案」は、同法の施行の状況に鑑み、審判期間が著しく長期にわたる事件等について裁判員の参加を求めないことを可能とする制度を導入すること等を内容とするものであります。

次に、「刑事訴訟法等の一部改正法案」は、刑事手続における証拠の収集方法の適正化及び多様化並びに公判審理の充実化を図るため、取調べの録音・録画制度、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度、証人の氏名等の情報を保護するための制度等を創設するとともに、犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の範囲の拡大、被疑者国選弁護制度の対象事件の範囲の拡大等の措置を講ずるものであります。

次に、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部改正法案」は、全ての労働者派遣事業を許可制とするとともに、派遣労働者の雇用安定及びキャリアアップ等を推進し、労働者の派遣可能期間について、業務ごとから派遣先の事業所等ごとに上限を設ける等の措置を講ずるものであります。

次に、「競馬法の一部改正法案」は、海外において実施される競馬の競走のうち、農林水産大臣が指定したのものについて、日本中央競馬会等が勝馬投票券を発売できることとする等の措置を講ずるものであります。

次に、「特許法等の一部改正法案」は、発明の奨励に向けた職務発明制度の見直し及び特許料等の改定を行うほか、特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の実施のため、出願に係る瑕疵ある手続等の救済規定の整備を行うものであります。

次に、「不正競争防止法の一部改正法案」は、営業秘密侵害に対する抑止力の向上及び実効的な民事救済を図るため、営業秘密侵害罪の罰金額の上限の引上げ、非親告罪化等の措置を講ずるとともに、民事訴訟における被害者の立証負担の軽減等の措置を講ずるものであります。

次に、「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部改正法案」は、車両単位で型式指定を受けた自動車について保安基準に適合しているとみなす制度を創設するとともに、自動車検査独立行政法人等2法人を統合する等の措置を講ずるものであります。

次に、「独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案」は、国立研究開発法人海上技術安全研究所等3法人の統合及び独立

行政法人海技教育機構等2法人の統合を行うとともに、独立行政法人都市再生機構の業務の範囲の変更等の措置を講ずるものであります。

次に、政令6件について、御決定をお願いいたします。まず、「独立行政法人通則法の一部改正法等の施行に伴う関係政令の整備等政令」は、同改正法の施行に伴い、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る事項について、関係政令の規定の整備等を行うものであります。

次に、「平成26年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」は、平成26年等に発生した災害のうち、豪雨、地滑り、暴風雨等による25市町村の区域に係る11の災害を激甚災害として指定するとともに、これらの激甚災害に対し適用すべき措置として公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等を指定するものであります。

次に、「銃刀法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年4月1日と定めるものであり、「銃刀法施行令の一部を改正する政令」は、同改正法の施行に伴い、練習射撃場に備え付ける空気銃の構造又は機能の基準を定めるものであります。

次に、「防衛省設置法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年3月26日と定めるものであります。

次に、「自衛隊法施行令の一部を改正する政令」は、特別賞状又は第一級賞状を授与される部隊等に所属する隊員に対し授与する特別部隊功績貢献章及び第一級部隊功績貢献章を新設するとともに、陸上自衛隊豊平駐屯地を廃止するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、南スーダン国駐箚大使赤松武を願いに依り免ずること及び南アフリカ共和国兼レソト国駐箚大使廣木重之に兼ねてスワジランド国駐箚を命じることを承認することについて、それぞれ御決定をお願いいたします。

次に、在ロシア日本国大使館公使道井緑一郎に日ソ漁業合同委員会第31回会議日本政府代表代理を命ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するもの外2件について、御決定をお願いいたします。

次に、山下進外259名の叙位又は叙勲等について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「ODA白書」があります。本件につきまして、後程、外務大臣から御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、フランスとの間で「防衛装備品及び技術移転協定」に署名すること、及び中谷防衛大臣に「同協定交渉のための日本政府代表」を命ずることについて、御決定をお願いいたします。本協定は、両国の間で移転される防衛装備品及び技術の取扱いに関する法的枠組みについて定めるものであります。なお、本日の署名まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「円借款の供与に関する書簡」をエジプトとの間に交換することについて、

御決定をお願いいたします。本件は、「堰群建設計画」に対し、約59億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、明日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、準備のための案件といたしまして、議員提出法律案に対する国会法に基づく、内閣の意見要旨について、御決定をお願いいたします。衆議院財務金融委員会において、本日採決予定の古川元久議員外3名提出の「格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案」は、景気判断条項を維持した消費税率引上げの延期、給付付き税額控除の導入検討、法人実効税率引下げの中止等を定めるものであります。これに対する内閣の意見要旨は、「政府としては、反対である。」というものであります。なお、本件につきましては、内閣意見を述べるまで不公表扱いといたしたいので、御了承をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、外務大臣。

○岸田国務大臣：政府開発援助（ODA）の実施に当たっては、国民の皆様の理解と支持を得ることが不可欠であり、外務省は、毎年、ODAの実績や課題別・地域別の政策を白書に取りまとめ公表しています。2014年版白書は、本日公表される運びとなります。

本年の白書では、特集として、60周年を迎えた日本のODAの成果とこれからの方向性を取り上げ、これまでの我が国ODAを振り返るとともに、新しい開発協力大綱の下で、日本が今後目指すべき開発協力の方向性に焦点を当てました。

本白書を通じ、ODAに対する国民の皆様の関心と理解が更に深まり、一層の支持が得られることを期待します。

○菅国務大臣：次に、文部科学大臣。

○下村国務大臣：国立大学法人岩手大学の学長堺茂樹は、平成26年11月16日に死去したことから、その後任に国立大学法人岩手大学教授岩渕明を3月16日付けで任命いたしたいので、御了解願います。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔平成27年〕
〔3月13日〕 (金)

◎一般案件

- 資料あり ○ポルトガル共和国首相ペドロ・パッソス・コエーリョ閣下の公式実務訪問賓客待遇について (了解) (外務省)

◎国会提出案件

- 資料あり ○
1. 衆議院議員仲里利信（無）提出 T P P 加盟と沖縄の農業におけるサトウキビの重要性に関する質問に対する答弁書について（決定）
(内閣官房)
 1. 参議院議員有田芳生（民主）提出「右派系市民グループ」によるデモの警備に関する質問に対する答弁書について（決定）（警察庁）
 1. 参議院議員藤末健三（民主）提出栄養表示の食品単位に関する質問に対する答弁書について（決定）
(消費者庁)
 1. 衆議院議員中根康浩（民主）提出自動車登録手続きのワンストップサービスの拡充に係る行政書士法施行規則第20条改正に関する質問に対する答弁書について（決定）(総務省)
 1. 参議院議員藤末健三（民主）提出投票率向上のための施策に関する質問に対する答弁書について（決定）
(同上)
 1. 参議院議員小見山幸治（民主）提出政治資金規正法における寄附等に関する制限に関する質問に対する答弁書について（決定）(同上)
 1. 衆議院議員鈴木貴子（民主）提出岸田文雄外務大臣の北方領土発言等に関する再質問に対する答弁書について（決定）
(外務省)

1. 衆議院議員鈴木貴子（民主）提出イスラム国により邦人が拘束された件に対する外務省の対応等に関する第3回質問に対する答弁書について（決定）（外務省）
1. 衆議院議員鈴木貴子（民主）提出産経新聞ソウル支局長に対する韓国政府の対応に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員鈴木貴子（民主）提出産経新聞前ソウル支局長に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員川田龍平（維新）提出J—A—D—N—I研究に関する第三者調査委員会の報告書に関する質問に対する答弁書について（決定）（厚生労働省）
1. 参議院議員徳永エリ（民主）提出養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員小見山幸治（民主）提出介護報酬の引下げ及び介護職員賃金加算に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員中西健治（無ク）提出旅館業法の規制に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員井坂信彦（維新）提出原発再稼働による交付金増に関する質問に対する答弁書について（決定）（経済産業省）
1. 衆議院議員井坂信彦（維新）提出クールジャパン政策におけるコンテンツ産業に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員櫻井充（民主）提出タクシー政策と規制改革会議に関する質問に対する答弁書について（決定）（国土交通省）

1. 衆議院議員照屋寛徳（社民）提出防衛大 학교 卒業生の任官拒否等に関する質問に対する答弁書について（決定）（防衛省）
1. 参議院議員糸数慶子（無）提出名護市辺野古における沖縄防衛局による仮設栈橋設置工事に関する再質問に対する答弁書について（決定）（同上）

◎法律案

資料あり
資料あり

- 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（法務省）
- 〃 ○刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（決定）（法務・財務省）
- 〃 ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○競馬法の一部を改正する法律案（決定）（農林水産・総務省）
- 〃 ○特許法等の一部を改正する法律案（決定）（経済産業・財務省）
- 〃 ○不正競争防止法の一部を改正する法律案（決定）（経済産業省）
- 〃 ○道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案（決定）（国土交通・財務省）
- 〃 ○独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案（決定）（同上）

◎政 令

資料あり
資料あり

- 独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（決定）（内閣官房・総務省）

- 資料あり
資あり
- 平成26年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（決定）
〔内閣府本府・総務・財務・
文部科学・農林水産・国土交通省〕
 - 〃 ○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（警察庁）
 - 〃 ○銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
 - 〃 ○防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（防衛省）
 - 〃 ○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）

◎人 事

- 資料あり
資あり
- 特命全権大使赤松 武を願に依り免ずることについて（決定）
 - 〃 ○在ロシア日本国大使館公使道井緑一郎に漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく日ソ漁業合同委員会第31回会議日本政府代表代理を命ずることについて（決定）
 - 〃 ○各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）
- 資料なし
資なし
- ☆簡易裁判所判事兼判事補村松教隆外1名を判事兼簡易裁判所判事等に任命し、判事兼簡易裁判所判事鶴岡稔彦の兼官を免ずることについて（決定）
- 資料あり
資あり
- ☆元法務事務官山下 進外259名の叙位又は叙勲等について（決定）

◎配 布

- ☆2014年版 政府開発援助（ODA）白書
（外務省）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔平成27年〕
〔3月13日〕 (金)

◎一般案件

- 資料あり
あ
- 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の署名について (決定) (外務省)
 - 〃 ○円借款の供与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の書簡の交換について (決定) (同上)

◎人 事

- 資料あり
あ
- 防衛大臣中谷 元に防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定締結交渉のための日本政府代表を命ずることについて (決定)

〔○署名あり ☆署名なし〕

準備のため

〔平成27年〕
〔3月13日〕 (金)

◎議員提出法律案関係

資料あり

- 衆議院議員古川元久（民主）外3名提出の格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案に対する国会法第57条の3に基づく内閣の意見要旨について（決定）（財務省）

〔○署名あり ☆署名なし〕